

資料 1

平成 27 年度の放置自転車対策

平成 27 年度の放置自転車対策は、昨年度の「京都市自転車等放置防止条例」の改正を受け、撤去強化区域の拡大、保管所における撤去自転車の返還時間の延長等を実施し、更なる放置自転車の減少、自転車利用のルール確立を図ります。

1 撤去強化区域の大幅拡大

- (1) 自転車等放置防止条例を改正し、7月1日から撤去強化区域を大幅に拡大します。(別紙参照)

これにより、駅前の繁華街のみならず、人気飲食店やコンビニ、レンタルビデオ店、新規規オーブンした店等の近辺に放置自転車が集中する状況が見られるなど、分散傾向にある放置自転車の即時対応が可能となります。

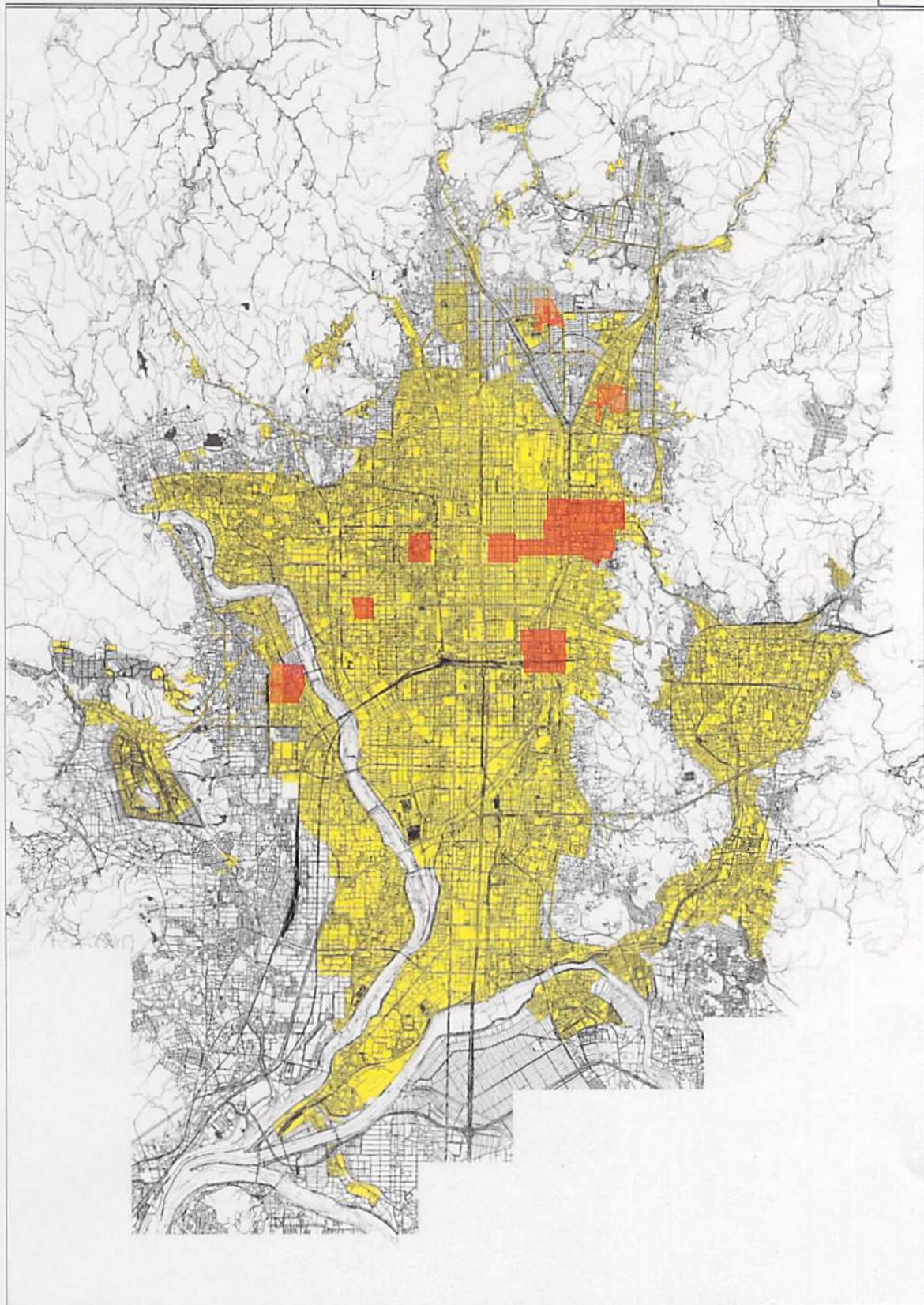
- (2) 駅前広場などの鉄道事業者が管理する公共性の高い私有地等の放置自転車にも対応することとします。

2 保管所における撤去自転車の返還時間の延長

- ・4月1日から、撤去自転車の返還時間を午後9時まで延長しました。
(これまで、午後6時まで)
- ・これにより、仕事等で昼間に返還手続が困難な方も、手続きがしやすくなりました。
4月以降、午後6時以降の返還台数は一日平均約40台となっています。
(午後6時までの返還台数は一日平均約100台)

3 長期放置自転車の撤去の条例化

- ・これまで道路法を根拠としていた長期放置自転車の撤去について、条例上の措置として、撤去保管料を徴収することとしました。



・改正前の自転車等撤去強化区域が存在する地域（区域内の公共の場所）



・改正後の自転車等撤去強化区域が存在する地域（区域内の公共の場所）

